

佐久大学学則

第1節 総則

(目的)

第1条 学校法人佐久学園（以下「法人」という。）は佐久大学（以下、「本学」という。）を設置する。

2 本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める高等教育にふさわしい大学として、学術を教授研究し、幅広い視野と豊かな教養を育み、知性、倫理及び応用的能力を展開させることによって、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

3 学部学科及び別科の人材育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は別に定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価の結果については、学校教育法に定める認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 第1,2項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については、別に定める。

(情報開示)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容の改善)

第4条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2節 組織編制

(学部・学科等)

第5条 本学に、次の学部、学科及び別科を置く。

看護学部 看護学科
人間福祉学部 人間福祉学科
別科助産専攻

2 前項の学科及び別科の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教及び助手及び事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するものの他、副学長を置くことができる。

3 教職員組織に関し必要な事項は別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第8条 本学の学部には教授会、大学に合同教授会を置く。

2 教授会及び合同教授会に関する必要事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日(5月24日)

(4) 夏期休業、冬期休業日、春期休業日は、別に定める。

2 学長は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日においても授業を行うことができる。

第6節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 学部 of 修業年限は4年とする。

(最長在学年限)

第13条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第19条の第1項の規定に基づき入学した学生は、同条2の規定により定められた年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第7節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第15条第3号から第5号、および第19条の規定に基づき入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の課程を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) 本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入・転入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決定する。

第8節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 本学の授業科目の種類および単位数は別表2のとおりとする。

2 授業科目の履修方法その他必要な事項は別に定める。

(単位計算方法)

第21条 授業科目の単位計算方法は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合及び卒業課題研究等の授業科目の単位の計算方法は、教育内容、必要な学修等を考慮の上、別に定めるものとする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第3項の授業科目については、必要な学習の成果を評価して所定の単位を与える。

(学修の評価)

第23条 前条の試験等の成績は、S・A・B・C・Dの評語をもって表わし、C以上を合格とする。但し、特別の必要があるときは、合格または不合格の評語を用いることができる。

(他学部等における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、協議に基づき、学生が所属する学部以外の学部、短期大学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で当該学生の所属する学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本学以外の教育施設等における学修)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学以外の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみな

す単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、前条および前々条による認定と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第27条 本学学生であつて第25条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(その他)

第28条 本節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、別に定める。

第9節 休学、転学、留学及び退学、再入学

(休 学)

第29条 疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条の在学期間に算入しない。

(復 学)

第31条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときには、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第32条 本学の他学部および他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第33条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 許可を得て留学した期間は、第12,13条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用することができる。

(退 学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第13条に定める在学期間を超えた者

(3) 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第36条 本学を正当な事由により退学した者が退学後に再入学を志願するときは、学長は審査のうえ、教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

第10節 卒業及び学位

(卒業)

第37条 本学に4年（第19条の第1項の規定に基づき入学した学生は、同条2の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表1および別表2に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生として3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）で、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、前項の規定にかかわらず、別に定める。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第38条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

看護学部	学士（看護学）
人間福祉学部	学士（社会福祉学）

第11節 賞 罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として表彰に価する行為又は活動を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 学力劣等で卒業の見込みがない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12節 科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 学長は、本学の学生以外の者で、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生として教授会の議を経て学長が入学を許可することがある。

2 学長は、特別聴講生に対し単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第44条 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第13節 検定料、入学金及び授業料

(検定料、入学金及び授業料等学納金の額)

第45条 入学検定料、入学金及び授業料は別表第3のとおりとする。聴講料等に関し必要な事項は、別に定める。

第14節 奨学制度

(奨学制度)

第46条 本学在学生の奨学のため奨学制度を設け、授業料の一部を免除または貸与する。

2 本奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第15節 受託研究、共同研究

第47条 本学の学術研究に資するために、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究および共同研究に関し必要な事項は別に定める。

第16節 公開講座

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17節 雑則

(その他)

第49条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第50条 本学則を改正しようとするときは、学長は、教授会の意見を聴取した上で、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係） 学部学科の入学定員及び収容定員

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	90人	0人	360人
人間福祉学科	70人	3年次 10人	300人
別科助産専攻	10人	0人	10人

別表第2（第20条関係） 授業科目

別表第2-1

看護学部看護学科 教育課程表

平成24年度～令和2年度入学生用

科目区分			授業科目名	単位数			履修方法 及び 卒業要件
				必修	選択	自由	
基本 教育 科目	総合的 視野の 養成	人間の 理解	人間存在と道徳意識※		2		必修 2 単位 ＋ 選択 6 単位以上
			人間心理と人間行動		2		
			人間関係とコミュニケーション	2			
			健康管理と生活習慣※		2		
			人間環境と生物科学※		2		
		社会の 理解	社会生活と法律問題※		2		選択 8 単位以上
			現代社会と家族関係		2		
			国際社会と国際貢献※		2		
			地域社会と生活文化		2		
			地域支援と地域活動		2		
	基本的 素養の 養成	英語	基礎英語Ⅰ※ 旧：基礎英語Ⅰ（基礎）	1			必修 2 単位
			基礎英語Ⅱ※ 旧：基礎英語Ⅱ（応用）	1			
			実践英語Ⅰ※ 旧：実践英語Ⅰ（基礎）			1	
			実践英語Ⅱ※ 旧：実践英語Ⅱ（応用）			1	
		日本語	表現技法Ⅰ※ 旧：表現技法Ⅰ（作文・論文）	1			必修 2 単位
			表現技法Ⅱ※ 旧：表現技法Ⅱ（発表・討論）	1			
			表現技法Ⅲ（読解・分析） ※H29～履修不可			1	
		情報	情報処理法	1			必修 2 単位
			統計分析法	1			
			情報管理法			1	
	演習		導入基礎演習	2			必修 2 単位
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	人間 と 生命	形態機能学Ⅰ（細胞・組織学）	2			必修 8 単位
			形態機能学Ⅱ（器官系）	2			
			感染・免疫学	2			
			生命倫理	2			
			遺伝と健康			2	

専門教育科目	専門基礎科目	健康と予防	病態生理学	2			必修 10 単位 ＋ 選択 2 単位以上
			健康障害と治療Ⅰ	2			
			健康障害と治療Ⅱ※	2			
			健康障害と治療Ⅲ	2			
			薬理薬剤学※	2			
			食と健康		2		
			運動と健康		2		
	保健と福祉	保健	保健衛生学	2			必修 4 単位 ＋ 選択 2 単位以上
			社会福祉学	2			
			保健医療福祉行政論		2		
			疫学・保健統計		2		
	看護の基本	看護	看護基礎理論	2			必修 17 単位
			生活援助論Ⅰ（日常生活援助）	2			
			生活援助論Ⅱ（診療の補助技術）	2			
			EBN（Evidence-Based Nursing）実習Ⅰ※	1			
			旧：基礎看護学実習Ⅰ（地域・施設・病院）				
			EBN（Evidence-Based Nursing）実習Ⅱ※	2			
			旧：基礎看護学実習Ⅱ（病棟）				
			看護展開論※	2			
			旧：看護過程論				
			看護倫理学※	2			
			感染看護論	2			
			フィジカルアセスメント※	1			
			リハビリテーション看護論	1			
専門教育科目	看護の展開	成人看護	成人看護学概論	2			必修 12 単位
			成人看護援助論Ⅰ（急性期）	2			
			成人看護援助論Ⅱ（回復・慢性期）	2			
			成人看護学実習Ⅰ（急性期）	3			
			成人看護学実習Ⅱ（回復・慢性期）	3			
		老年看護	老年看護学概論※	2			必修 6 単位
			老年看護援助論	2			
			老年看護学実習	2			
		精神看護	精神看護学概論※	2			必修 6 単位
			精神看護援助論	2			
			精神看護学実習	2			

専門 教育 科目	看護 の 展 開	小 児 看 護	小児看護学概論	2			必修 6 単位
			小児看護援助論	2			
			小児看護学実習	2			
		母 性 看 護	母性看護学概論	2			必修 6 単位
			母性看護援助論	2			
			母性看護学実習	2			
		地 域 看 護	地域看護学概論	2			必修 8 単位
			地域看護援助論Ⅰ（在宅看護）	2			
			地域看護援助論Ⅱ（地域健康支援）			2	
			地域看護システム論	1			
			地域看護援助論Ⅲ（地域健康支援システム）※			2	
			在宅・地域看護学実習	3			
			地域看護学実習			3	
	総合	看護総合実習	3			必修 3 単位	
	看護 の 発 展 と 探 究	看護研究方法※	2			必修 9 単位 ＋ 選択 2 単位以上	
		旧：看護研究方法					
		看護学研究	3				
		看護管理論	2				
		看護リスクマネジメント	1				
災害看護論※		1					
看護情報論			1				
家族看護論			1				
看護教育論※			1				
国際看護論※			2				
がん看護論			1				
卒業要件単位数							125 単位以上

令和3年度以降入学生用

科目区分			授業科目名	単位数			履修方法 及び 卒業要件
				必修	選択	自由	
基 盤 科 目	人 間 の 理 解	人 間 存 在 と 暮 ら し	人間関係とコミュニケーション	2			必修 3 単位 ＋ 選択 7 単位以上 小計 10 単位
			人間心理と人間行動		2		
			信仰と文化		2		
			人間環境と生物科学		1		
			ケアと人権		1		
			人間存在と世界観		2		
			宇宙と生命の起源			1	
		文 化 の 多 様 性	国際事情と社会貢献	1			
			家族社会学		2		
			多文化理解		1		
			ジェンダー論		1		
			アジア事情		1		
			文学			1	
			芸術学			1	
	地 域 社 会 の 理 解		ボランティア・住民活動論		2		選択 1 単位以上 小計 1 単位
			信州・佐久学		1		
			消費と経済活動			1	
			契約と社会のルール			1	
			個と集団			1	
			野外活動論			1	
			災害ボランティア			1	
	リ テ ラ シー の 基 礎	情 報 の 理 解	コンピュータの基礎演習	1			必修 2 単位
			統計分析の基礎	1			
			情報管理法		1		
		言 語 の 理 解	表現技法Ⅰ	1			必修 4 単位
			表現技法Ⅱ	1			
			英語Ⅰ	1			
			英語Ⅱ	1			
			中国語Ⅰ			1	

基盤科目	リテラシーの基礎	言語の理解	中国語Ⅱ			1	
			韓国語Ⅰ			1	
			韓国語Ⅱ			1	
			医療・ケア英会話			1	
			医療・ケア中国語			1	
	リズムの育成Ⅰ プロフェッショナル		導入基礎演習	2			必修 7 単位 ＋ 選択 2 単位以上 小計 9 単位
			佐久の医療とケアの歴史	1			
			生命倫理	2			
			地域生活者交流実習Ⅰ（生活者交流）	1			
			多職種連携	1			
			法学（日本国憲法含む）		2		
			ヒューマンケア概論Ⅰ		2		
専門基礎科目	働き しくみと 身体		形態機能学Ⅰ（身体の基盤）	2			必修 6 単位
			形態機能学Ⅱ（成長・維持機能）	2			
			感染・免疫学	2			
	健康と予防		生活習慣と健康	2			必修 12 単位 ＋ 選択 2 単位以上 小計 14 単位
			病態生理学	2			
			薬理薬剤学	2			
			健康障害と治療Ⅰ	2			
			健康障害と治療Ⅱ	2			
			健康障害と治療Ⅲ	2			
			食と健康		2		
			遺伝と健康		2		
			運動と健康Ⅰ		2		
			運動と健康Ⅱ		2		
			足と健康 基本		1		
			足と健康 応用		1		
	保健と社会福祉		公衆衛生学	2			必修 6 単位
			社会福祉の基礎	1			
			保健医療福祉行政論Ⅰ	1			
			保健医療福祉行政論Ⅱ			1	
			疫学・保健統計	2			
			ソーシャルワーク入門			2	
			生活学原論			2	

専門 教育 科目	看護 の 基 盤	看護基礎理論		1			必修 13 単位
		生活援助論Ⅰ（日常生活援助）		2			
		生活援助論Ⅱ（診療の補助技術）		2			
		EBN 実習Ⅰ（看護職の役割）		1			
		EBN 実習Ⅱ（看護の展開）		2			
		看護展開論		2			
		感染看護論		1			
		フィジカルアセスメント		1			
		リハビリテーション看護論		1			
	看護 の 展 開	地域 看護	在宅看護概論Ⅰ（療養者の生活）		1		必修 8 単位
			在宅看護概論Ⅱ（支援制度と多職種連携）		1		
			公衆衛生看護学概論		2		
			在宅看護援助論		2		
			公衆衛生看護活動展開論			2	
			公衆衛生看護援助・管理論			2	
			在宅看護論実習		2		
			公衆衛生看護学実習			2	
		成人 看護	成人看護学概論		2		必修 10 単位
			成人看護援助論Ⅰ（急性期）		2		
			成人看護援助論Ⅱ（回復・慢性期）		2		
			成人看護学実習Ⅰ（急性期）		2		
			成人看護学実習Ⅱ（回復・慢性期）		2		
		老年 看護	老年看護学概論		2		必修 6 単位
			老年看護援助論		2		
			老年看護学実習		2		
		小児 看護	小児看護学概論		2		必修 6 単位
			小児看護援助論		2		
			小児看護学実習		2		
		母性 看護	母性看護学概論		2		必修 6 単位
			母性看護援助論		2		
			母性看護学実習		2		
		精神 看護	精神看護学概論		2		必修 6 単位
			精神看護援助論		2		
			精神看護学実習		2		
	リズム の 育 成 Ⅱ プロ フェ ッ シ ョ ナ	看護倫理学		2			必修 11 単位
		地域生活者交流実習Ⅱ（支援の実際）		1			
		看護管理論		2			
		看護リスクマネジメント		1			
		地域包括ケア論		1			
		看護総合実習		4			

	看護の探究	看護研究方法Ⅰ（基本）	2			必修 5 単位
		看護研究方法Ⅱ（応用）	1			
		看護学研究	2			
	看護の発展	災害看護論	1			必修 3 単位 ＋ 選択 1 単位以上 小計 4 単位
		家族看護論	1			
		多文化看護論Ⅰ（多様性理解と看護）	1			
		多文化看護論Ⅱ（海外演習）		2		
		看護情報論		1		
		看護教育論		1		
		がん看護論		1		
卒業要件単位数						127 単位以上

別表第2-2

人間福祉学部人間福祉学科 教育課程表

令和3年度以降入学生用

科目区分		授業科目の名称	単位数			履修方法 及び 卒業要件
			必修	選択	自由	
基 盤 教 育 科 目	ひと・生命の広がり	人間関係とコミュニケーション		2		必修 10 単位 + 選択 13 単位以上
		信仰と文化		2		
		ケアと人権	1			
		足と健康 基本		1		
		人間存在と世界観		2		
		宇宙と生命の起源		1		
	ひとと文化の多様性	国際事情と社会貢献		1		
		多文化理解		1		
		ジェンダー論		1		
		文学		1		
		芸術学		1		
		アジア事情		1		
	ひとと社会生活	信州・佐久学	1			
		消費と経済活動		1		
		契約と社会のルール		1		
		ボランティア・住民活動論		2		
		個と集団		1		
	学びと自己変容	表現技法 I	1			
		野外活動論		1		
		災害ボランティア		1		
		入門演習	2			
		CBL 実習 I	2			
		CBL 実習 II		1		
	情報 ひとと	コンピュータの基礎演習	1			
		情報管理法		1		
	世界 ひとと	英語 I	1			
		英語 II	1			

基 盤 教 育 科 目	世界 ひとと	中国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ			1	
		韓国語Ⅰ		1		
		韓国語Ⅱ			1	
		医療・ケア英会話			1	
		医療・ケア中国語			1	
専 門 科 目	基礎科目Ⅰ	ヒューマンケア概論Ⅰ	2			必修 28 単位 + 選択 10 単位以上
		生命倫理	2			
		佐久の医療とケアの歴史	1			
		生活習慣と健康		2		
		食と健康		2		
		運動と健康Ⅰ		2		
		運動と健康Ⅱ		2		
	基礎科目Ⅱ	ヒューマンケア概論Ⅱ	2			
		社会福祉の歴史	2			
		社会保障論Ⅰ	2			
		社会福祉論	2			
		社会福祉法制論	2			
		ソーシャルワーク入門	2			
		地域福祉論Ⅰ	2			
		ケアワーク論	2			
		ヒューマンケア基礎実習	1			
		ケアワーク演習・実習	2			
	基礎科目Ⅲ	法学（日本国憲法含む）		2		
		経済学		2		
		心理学		2		
		社会学		2		
		家族社会学		2		
		生活学原論	2			
		医学概論	2			
		基礎統計法		2		
	基幹科目Ⅰ	高齢者福祉論Ⅰ	2			必修 22 単位 + 選択 20 単位以上
		高齢者福祉論Ⅱ		2		
		障害の福祉学Ⅰ	2			
		障害の福祉学Ⅱ		2		
		児童福祉論Ⅰ	2			
		児童福祉論Ⅱ		2		
		女性福祉論		2		
		貧困の福祉学Ⅰ	2			
	基幹科目Ⅱ	ヒューマンケア調査論	2			
		ヒューマンケア調査実習		2		
		ヒューマンケア情報論		2		
		データ解析法		2		
		質的研究法		2		
		ソーシャルワーク論Ⅰ	2			

専 門 科 目	基 幹 科 目 Ⅱ	ソーシャルワーク論Ⅱ	2			必修 22 単位 + 選択 20 単位以上
		ソーシャルワーク論Ⅲ		2		
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2			
		ソーシャルワーク演習Ⅱ		2		
	基 幹 科 目 Ⅲ	看護ケア論	2			
		福祉臨床論		2		
		発達心理学		2		
		社会保障論Ⅱ		2		
		保健医療福祉制度論		2		
		福祉サービス論	2			
		国際福祉論		2		
		地域保健学		2		
		精神医学Ⅰ		2		
		リハビリテーション論		2		
		ヘルス・プロモーション論		2		
		貧困の福祉学Ⅱ		2		
		多職種連携		1		
		司法福祉論		2		
		ケア福祉行財政論		2		
		生活援助学	2			
		ソーシャルワーク論Ⅴ		2		
		ソーシャルワーク演習Ⅲ		2		
		ソーシャルワーク演習Ⅳ		2		
	発 展 科 目 Ⅰ (福祉臨床教育群)	児童養護論		2		主専攻の教育群から 8 単位以上、主専攻 以外の教育群から 6 単位以上、すべての 教育群から 2 単位以 上
		臨床心理学		2		
		老年心理学		2		
		家族臨床学		2		
		老年学		2		
		障害学		2		
		認知症ケア論Ⅰ		2		
		リスクマネジメント論		1		
		ソーシャルワーク論Ⅳ		2		
		精神保健ソーシャルワーク論		2		

専 門 科 目	発展科目Ⅱ (医療福祉教育群)	医療ソーシャルワーク論		2		主専攻の教育群から 8 単位以上、主専攻 以外の教育群から 6 単位以上、すべての 教育群から 2 単位以 上
		医療支援ネットワーク論		1		
		認知症ケア論Ⅱ		2		
		ターミナルケア論		1		
		精神保健学Ⅰ		2		
		精神保健学Ⅱ		2		
		精神保健福祉論Ⅰ		2		
		精神保健福祉論Ⅱ		2		
		カウンセリング		1		
	発展科目Ⅲ (生活環境教育群)	社会環境ケア論		2		
		住環境ケア論		2		
		ケア環境デザイン学		2		
		生活支援デザイン学		2		
		福祉テクノロジー		2		
		ケアのコミュニティ学		2		
		地域福祉論Ⅱ		2		
		健康まちづくり論		2		
	発展科目Ⅳ (マネジメント教育群)	福祉公共政策論		2		
		ケア財源・負担論		2		
		自治体福祉論		2		
		病院・施設管理論		2		
		経営学		2		
		地域・プレメディカル産業論		2		
		非営利組織論		2		
		ソーシャル・ビジネス論		2		
		マーケティング論		2		
	展開科目	社会福祉原論	2			必修 10 単位 ＋ 選択 2 単位以上
		地域包括ケア論		1		
		災害福祉論		2		
		ケア労働・職業論		2		
		ヒューマンケア専門演習Ⅰ	2			
		ヒューマンケア専門演習Ⅱ	2			
		CBL 総合演習・実習		2		
		卒業課題研究	4			

専 門 科 目	自由科目	ソーシャルワーク演習Ⅴ			2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			1	
		ソーシャルワーク実習			6	
		精神医学Ⅱ			2	
		精神保健福祉論Ⅲ			2	
		精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ			2	
		精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ			2	
		精神保健ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			1	
		精神保健ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			1	
		精神保健ソーシャルワーク実習			5	
卒業要件単位数						131 単位以上

別表第2-3

別科助産専攻 教育課程表

令和2年度以降入学生用

科目区分	授業科目名	単位数		履修方法 及び 卒業要件
		必修	選択	
基礎領域	助産学概論 ※	1		必修 7 単位
	生殖の基礎科学	2		
	生命科学と倫理	1		
	ウイメンズヘルス ※	2		
	家族の心理・社会学	1		
実践領域	妊娠期の診断とケア	1		必修 24 単位
	分娩期の診断とケア	3		
	産褥期の診断とケア	1		
	新生児期の診断とケア	1		
	医療診断と医療処置	1		
	乳幼児ケア論	1		
	周産期ハイリスクケア論	1		
	健康教育方法論 ※	1		
	地域母子保健論	1		
	助産管理	2		
	助産学実習Ⅰ（妊娠期）	1		
	助産学実習Ⅱ（助産・継続ケア） ※	8		
	助産学実習Ⅲ（ハイリスク母子のケア）	1		
	助産学実習Ⅳ（地域における母子保健活動）	1		
関連領域	親子関係発達とケア		1	選択 2 単位以上
	不妊症と不妊ケア		1	
	助産学研究 ※		1	
卒業要件単位数				33 単位以上

別表第3（第45条関係） 検定料、入学金及び授業料等学納金

（看護学部、別科助産専攻）

項 目		金 額	備 考
入学検定料		30,000円	大学入学共通テスト利用入試は10,000円とする。
学 納 金	入 学 金	230,000円	
	授 業 料	900,000円	
	教育充実費	500,000円	
	実 習 費	100,000円	

（人間福祉学部）

項 目		金 額	備 考
入学検定料		30,000円	大学入学共通テスト利用入試は10,000円とする。
学 納 金	入 学 金	230,000円	
	授 業 料	700,000円	
	教育充実費	300,000円	
	実 習 費	100,000円	